

低所得者福祉

担当課：保護課

政策の基本方針

低所得者の自立を支援します。

- 低所得者の自立を支援するため、生活保護制度の適正な運用を行いつつ、就労支援などの自立に向けた支援を行います。



現 状 と 課 題

生活保護者は増加しています。

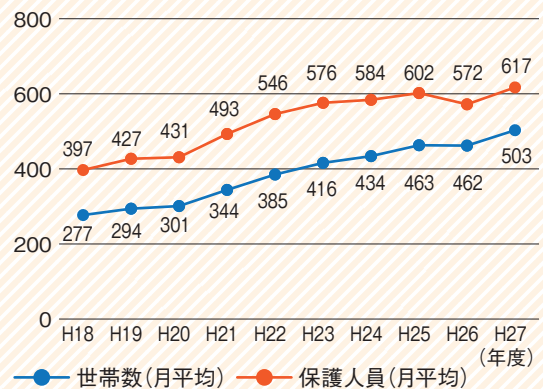
●増加する生活保護世帯数

生活保護世帯数は、平成18年度の277世帯397人から平成27年度には503世帯617人と増加しています。(世帯数181%、人員数155%)

●生活困窮者の自立に向けた相談・支援

本市では、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所保護課に相談窓口を設置し、生活困窮者に自立に向けた相談・支援を行っています。

【生活保護世帯数及び保護人員の推移】(世帯、人)



政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

低所得者の自立支援と相談体制の強化

(担当課：保護課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
就労支援による就労開始者数 【人／年】	10人／年	—	10人／年
稼働年齢層への就労支援による就労率 【%】	73.4%	—	60.0%

具体的な取り組み

低所得者の自立支援

低所得者に早期に対応するため、生活保護申請にかかる調査や支給に迅速かつ適切な処理を行います。また、低所得者の自立や就労支援に向けた取り組みを支援します。

低所得者の相談体制の充実

低所得者からの生活相談に柔軟に対応し、自立に向けた支援を行うため、きめ細かな相談体制の強化を図ります。また、生活困窮者に対する支援体制を強化し、自立の促進を図ります。

主な事業

- 生活保護適正化事業
- 生活保護費支給事業
- 自立相談支援事業

